

NPO法人公共政策研究所ニュース(平成22年度冬号)

自治基本条例制定を検討している自治体を支援します。

専門知識・ノウハウ

①自治基本条例素案のまとめのアドバイザー実績

江別市自治基本条例(仮称)市民懇話会ファシリテーター(H18.4~H19.3)

八雲町自治基本条例町民懇話会アドバイザー(H20.8~H21.8)

美幌町みんなで創る自治基本条例町民会議アドバイザー(H21.10~)

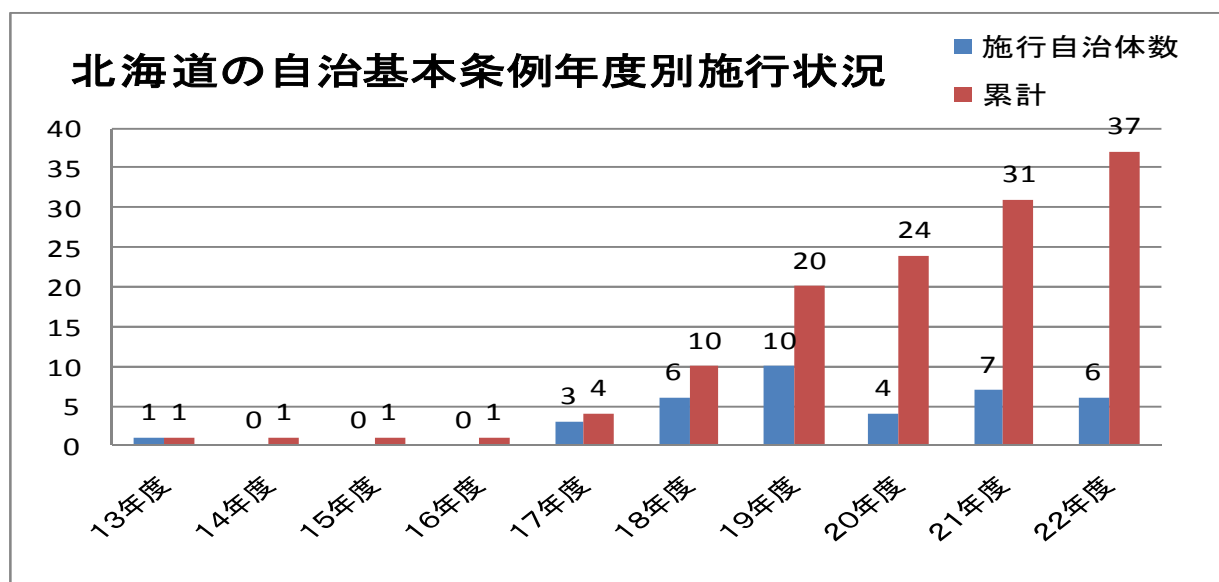
大空町自治基本条例(仮称)検討委員会アドバイザー(H22.10~)

②協働のまちづくり推進プラン作成アドバイザー実績

八雲町自治推進委員会アドバイザー(H22.8~)

法人格	フリガナ	コウキョウセイサクケンキュウシヨ	フリガナ	ミスサワ マサ幼	団体認証日
団体名	特定非営利活動法人 公共政策研究所		理事長	水澤 雅貴	平成19年6月14日
所在地	札幌市白石区栄通12丁目4番5-401号		電話(FAX)	011-836-4315 (携帯電話)09052263257	
ホームページ	http://www16.plala.or.jp/koukyou-seisaku/index.html		E-メール	koukyou-seisaku@goo.jp	
理事	小林董信(北海道NPOサポートセンター理事事務局長) 柄内香次(前北海学園大学大学院経営学研究科教授)		顧問	宮脇淳北海道大学公共政策大学院教授 山口二郎北海道大学大学院教授	

H23年1月に全国の自治基本条例の施行状況及び検討中自治体の状況を調査しました。北海道は普及率21%と全国でも4位でした。



項目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
施行自治体数	1	0	0	0	3	6	10	4	7	6
累計	1	1	1	1	4	10	20	24	31	37
比率	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	2.2%	5.6%	11.2%	13.4%	17.3%	20.7%

講演会での水澤理事長



主な活動内容

(1)自治基本条例行政職員研修の実施

- ①中標津町(H21.7・H22.6) ②白糠町(H21.11)
- ③斜里町(H21.11・H22.6) ④大空町(H22.3)
- ⑤湧別町(H22.3) ⑥別海町(H22.8)

(2)最近の調査活動(ホームページで公表しています)

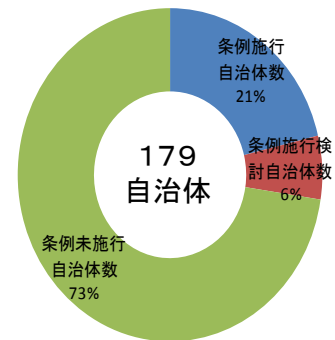
- ①市民参加による自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査(北海道編)(2010.11)
- ②「自治基本条例が実現する自治体経営」(2010.3)
- ③「日本の政令市及び中核市における市民参加の環境調査」(2009.11)

北海道の自治基本条例を施行した自治体と現在(H23.1)検討中自治体の一覧を掲載します。

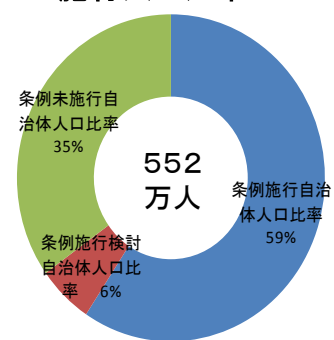
NO	県名	市町村	自治	施行日	名称
1	北海道	ニセコ町	○	H13.4.1	まちづくり基本条例
2	北海道	奈井江町	○	H17.4.1	まちづくり基本条例
3	北海道	苫前町	○	H17.10.1	まちづくり基本条例
4	北海道	登別市	○	H17.12.21	まちづくり基本条例
5	北海道	清水町	○	H18.4.1	まちづくり基本条例
6	北海道	沼田町	○	H18.4.1	まちづくり基本条例
7	北海道	遠別町	○	H18.4.1	まちづくり基本条例
8	北海道	音更町	○	H18.10.1	まちづくり基本条例
9	北海道	白老町	○	H19.1.1	自治基本条例
10	北海道	芽室町	○	H19.3.5	自治基本条例
11	北海道	下川町	○	H19.4.1	自治基本条例
12	北海道	札幌市	○	H19.4.1	自治基本条例
13	北海道	苫小牧市	○	H19.4.1	自治基本条例
14	北海道	留萌市	○	H19.4.1	自治基本条例
15	北海道	帯広市	○	H19.4.1	まちづくり基本条例
16	北海道	稚内市	○	H19.4.1	自治基本条例
17	北海道	中札内町	○	H19.4.1	まちづくり基本条例
18	北海道	遠軽町	○	H19.4.1	まちづくり基本条例
19	北海道	美唄市	○	H19.9.1	まちづくり基本条例
20	北海道	七飯町	○	H19.10.1	まちづくり基本条例
21	北海道	平取町	○	H20.4.1	自治基本条例
22	北海道	上川町	○	H20.4.1	まちづくり基本条例
23	北海道	石狩市	○	H20.4.1	自治基本条例
24	北海道	芦別市	○	H20.10.1	まちづくり基本条例
25	北海道	上富良野町	○	H21.4.1	自治基本条例
26	北海道	幌延町	○	H21.4.1	まちづくり基本条例
27	北海道	士幌町	○	H21.4.1	まちづくり基本条例
28	北海道	福島町	○	H21.4.1	まちづくり基本条例
29	北海道	厚沢部町	○	H21.4.1	素敵な過疎のまちづくり基本条例
30	北海道	三笠市	○	H21.4.1	まちづくり基本条例
31	北海道	江別市	○	H21.7.1	自治基本条例
32	北海道	名寄市	○	H22.4.1	自治基本条例
33	北海道	八雲町	○	H22.4.1	自治基本条例
34	北海道	鹿追町	○	H22.4.1	自治基本条例
35	北海道	和寒町	○	H22.4.1	自治基本条例
36	北海道	北見市	○	H22.12.21	自治基本条例
37	北海道	新十津川町	○	H23.1.1	まちづくり基本条例
1	北海道	函館市	○	H23.4.1	自治基本条例
1	北海道	美幌町	△		自治基本条例
2	北海道	別海町	△		自治基本条例
3	北海道	大空町	△		自治基本条例
4	北海道	斜里町	△		まちづくり基本条例
5	北海道	湧別町	△		自治基本条例
6	北海道	新ひだか町	△		まちづくり基本条例
7	北海道	中標津町	△		自治基本条例
8	北海道	置戸町	△		まちづくり基本条例
9	北海道	滝川市	△		自治基本条例
10	北海道	士別市	△		まちづくり基本条例
11	北海道	小樽市	△		自治基本条例

(注) ○は施行済み △は検討中

北海道の自治基本条例
施行状況



北海道の自治基本条例
施行人口比率



水澤理事長
の略歴

昭和25年2月6日北海道八雲町で生まれる(61歳)

●学歴

- ①昭和45年4月～昭和49年3月 早稲田大学社会科学部卒業
- ②平成14年4月～平成16年3月 北海学園大学大学院経営学研究科修士課程修了
- ③平成18年4月～平成20年3月 北海道大学公共政策大学院専門職課程(修士)修了

●職歴

- ①昭和49年4月 日本電信電話公社入社
- ②平成17年12月 NTT東日本一北海道退職
- ③平成20年4月～ 北海道大学公共政策大学院公共政策学研究センター研究員

自治基本条例の都道府県別施行率(普及率)(平成23年1月現在)

NO	県名	市町村数	条例施行自治体数	検討中自治体数	施行率	施行+検討中率
1	北海道	179	37	12	21%	27%
2	青森県	40	4	1	10%	13%
3	岩手県	34	4	1	12%	15%
4	秋田県	25	1	1	4%	8%
5	宮城県	35	3	1	9%	11%
6	山形県	35	3	0	9%	9%
7	福島県	59	8	1	14%	15%
	東北	228	23	5	10%	12%
8	茨城県	44	4	2	9%	14%
9	栃木県	27	4	2	15%	22%
10	群馬県	35	3	1	9%	11%
11	埼玉県	64	14	7	22%	33%
12	千葉県	54	1	6	2%	13%
13	東京都	62	11	7	18%	29%
14	神奈川県	33	14	7	42%	64%
	関東	319	51	32	16%	26%
15	新潟県	30	5	1	17%	20%
16	富山県	15	0	1	0%	7%
17	石川県	19	2	2	11%	21%
18	福井県	17	2	1	12%	18%
19	長野県	77	6	1	8%	9%
20	山梨県	27	2	0	7%	7%
21	静岡県	35	1	3	3%	11%
22	岐阜県	42	3	2	7%	12%
23	愛知県	57	8	5	14%	23%
	中部	319	29	16	9%	14%
24	三重県	29	5	1	17%	21%
25	滋賀県	19	3	4	16%	37%
26	京都府	26	1	0	4%	4%
27	奈良県	39	1	2	3%	8%
28	和歌山県	30	0	0	0%	0%
29	大阪府	43	9	5	21%	33%
30	兵庫県	41	6	4	15%	24%
	近畿	227	25	16	11%	18%
31	鳥取県	18	3	2	17%	28%
32	島根県	21	3	2	14%	24%
33	岡山県	27	4	0	15%	15%
34	広島県	23	1	3	4%	17%
35	山口県	19	1	1	5%	11%
	中国	108	12	8	11%	19%
36	香川県	17	4	0	24%	24%
37	徳島県	24	0	2	0%	8%
38	高知県	34	1	1	3%	6%
39	愛媛県	20	3	0	15%	15%
	四国	95	8	3	8%	12%
40	福岡県	60	4	3	7%	12%
41	佐賀県	20	0	1	0%	5%
42	長崎県	21	0	0	0%	0%
43	大分県	18	2	4	11%	33%
44	熊本県	45	3	0	7%	7%
45	宮崎県	26	1	0	4%	4%
46	鹿児島県	43	2	0	5%	5%
47	沖縄県	41	1	0	2%	2%
	九州	274	13	8	5%	8%
	計	1749	198	100	11.3%	17.0%

- 施行済み自治体の普及率上位5都道府県は、神奈川県(42%)、香川県(24%)、埼玉県(22%)、大阪府(21%)、北海道(21%)であった。
- 検討中自治体を含む普及率上位5都道府県は、神奈川県(64%)、滋賀県(37%)、埼玉県(33%)、大阪府(33%)、大分県(33%)であった。
- 地域に見る普及率上位4地域は、北海道(21%)、関東(16%)、近畿(11%)、中国(11%)であった。
- 全国の施行済み自治体の普及率は11.3%、検討中を含む普及率は17%であった。
- 詳細はNPO法人公共政策研究所のホームページ参照願います。

<http://www16.plala.or.jp/koukyou-seisaku/index.html>

「生きた自治基本条例づくり」の講座を開設します。 多くの参加者を募集しております。

「自治基本条例案づくり」は、自治基本条例を検討する体制づくりによって条例の内容が決まってしまうことから、案を検討する段階から体制づくり(懇談会等)が大切になります。

この講座では、「まちの憲法」や「制度のカatalog」と言われている自治基本条例の制定を予定している自治体(議員・行政職員)や条例づくりに興味のあるNPO(市民)を対象に、「自治基本条例案づくり」のポイントについて説明し、懇談会等での議論の発散防止と短時間で議論をまとめるコツについて学びます。

1 開催日時

平成23年3月3日(木) 13:00~17:00

2 主催

北海道立市民活動促進センター(財団法人北海道地域活動振興協会)

3 会場

北海道立市民活動促進センター研修コーナー

(札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西1階)

4 内容

講師:水澤雅貴(NPO法人公共政策研究所 理事長)

13:00~オリエンテーション

13:10~生きた自治基本条例を創るための基礎知識(ご案内と若干異なります)

なぜ、自治基本条例が必要なのか

自治基本条例案づくりの注意点等

自治基本条例検討組織のつくり方と運営の仕方

事務局体制のあり方と検討する懇談会等の進め方

自治基本条例案づくりのスケジュールづくり等

14:10~個人ワーク(懇談会等の運営案づくり等)

14:50~個人ワークの発表と講評

15:20~「自治基本条例案づくり」のポイント解説

自治基本条例の構造と骨格

主な章の論点と他自治基本条例条文比較

・参加制度 ・常設型住民投票 ・議会制度 ・地域社会の制度

17:00 終了

5 参加対象 各市町村の議員・行政職員、市民

6 参加料 2,500円(資料代)(自治基本条例条文集(第2版)が資料として付きます)

7 定員 30名(先着順)

8 お問合せ/お申込み

●北海道立市民活動促進センター

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟1階

TEL:011-261-4440 FAX:011-251-6789

Eメール:center@do-shiminkatsudo.jp

北海道立市民活動促進センターホームページから申込書がダウンロードできます。

<http://www.do-shiminkatsudo.jp/center/info/22kouza/jiti.htm>

発行日	平成22年度冬号 平成23年1月31日発行
作成者	NPO法人公共政策研究所理事長 水澤雅貴